

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第八号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和三十年六月奈良県規則第二十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「関する事務」の下に「及び法第五十五条の四第二項の規定により、同項に規定する支給機関としての知事の権限に属する就労自立給付金の支給に関する事務」を加える。

第二条第一項中「生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「施行規則」という。）第二条第一項」を「法第二十四条第一項（同条第九項において準用する場合を含む。）」に、「同条第二項」を「生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号。以下「施行規則」という。）第一条第五項」に改める。

第五条中「第二十四条第一項」を「第二十四条第三項」に改める。

第六条第一項中「第二十四条第六項」を「第二十四条第十項」に改め、同条第三項中「第十条第二項の規定により送付をうけた書面一部に受領印を徴したものを添えて、」を「を」に改める。

第十六条を第十八条とする。

第十五条中「第三十四号様式」を「第三十六号様式」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条中「第三十二号様式」を「第三十四号様式」に、「第三十三号様式」を「第三十五号様式」に改め、同条を第十六条とし、第十三条の次に次の二条を加える。

（就労自立給付金申請書）

第十四条 施行規則第十八条の四第一項に規定する就労自立給付金の支給の申請の書面は、就労自立給付金申請書（第三十二号様式）によらなければならない。

（徴収金等支払申出書）

第十五条 施行規則第二十二条の三第一項に規定する法第七十八条の二第一項及び第二項の規定による申出の書面は、徴収金等支払申出書（第三十三号様式）によらなければならない。

第六号様式を次のように改める。

第6号様式（第2条関係）

同 意 書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項につき、貴福祉事務所が官公署、日本年金機構、共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴福祉事務所の調査又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えてかまいません。

- 1 氏名及び住所又は居所
- 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
- 3 健康状態
- 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
- 5 支出の状況

※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所並びに健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限ります。

年 月 日

住所

氏名



奈良県 福祉事務所長 殿

第十二号様式を次のように改める。

第12号様式（第2条関係）

扶 養 届 書

奈良県 福祉事務所長 殿

住所
氏名

先に照会のあった(甲) _____ に対する扶養について、次のとおり回答します。

1 精神的な支援について

※ 精神的な支援とは、対象者に対する定期的な訪問、電話、手紙のやり取り、一時的な子どもの預かり等金銭的な援助以外の対象者への関わりをいいます。

精神的な支援の可否	可 ・ 不可
支援の開始時期	年 月から（又は既に行っている。）
具体的な支援の内容及び頻度	※緊急連絡先（電話番号 _____ - _____ ）

2 金銭的な援助について

金銭的な援助の可否	可 ・ 不可（理由： _____ ）
援助の開始時期	年 月から（又は既に行っている。）
援助の方法・程度	①金銭により毎月（年） ・ 3,000円 ・ 5,000円 ・ 10,000円 ・ _____ 円を送付します。 ②物品により毎月（年） _____ を _____ 程度送付します。 ③氏名 _____ を引き取ります。 ④その他 _____

3 私の世帯について

(1) 家族構成・収入等の状況					
氏 名	続柄	生年月日	職 業	勤 務 先	平均月収額
	本人				円
					円
					円
					円
					円
上記のうち(甲)についての					
①税法上の扶養控除を受けている者の氏名 _____					
②会社等から家族手当を受けている者の氏名及び月額 _____ (_____ 円)					
(2) 資産の状況	有・無	①家屋	m ² (坪)	②宅地	m ² (坪)
		③田畑	m ² (坪)	④山林等	m ² (坪)
(3) 負債の状況	有・無	負債の内容	返済月(年)額	返済の終了予定	
		住宅ローン	円		
		その他()			
(4) 健康保険等の加入状況 ①国民健康保険 ②健康保険 ③共済() ④その他()					
上記で、①以外に加入している場合、(甲)については被扶養者として ①認定されている ②認定されていない ③認定手続をとるつもり					

(記入上の注意)

- 該当するものを○で囲み、必要事項を記入してください。
- 平均月収額は、総収入から所得税、社会保険料、事業経費等を差し引いた額を記入してください。
- 収入及び負債の状況については、源泉徴収票、給与明細書、ローン返済予定表の写し等その状況が明らかになる書類を添付してください。

第十五号様式中「検診の依頼理由事項に対する回答意見」を「診療の要否、診療の方
法等に関する意見」に改める。

第十七号様式（表）中「第24条第6項」を「第24条第10項」に改める。

第三十四号様式を次のように改め、同様式を第三十六号様式とする。

第36号様式（第17条関係）

年度 月分生活保護費経理状況調

《福祉事務所名

》

区 分	前月までの 支出済累計額 円	本 月 中 支 出 額		計 円	本月までの累計額 円	翌月支出見込額 円	
		本 月 分 支出済額 円	経過月分の本月中支出又は戻入額				
			支 出 額 円				戻 入 額 円
生活扶助費等	生活扶助費						
	住宅扶助費						
	教育扶助費						
	出産扶助費						
	生業扶助費						
	葬祭扶助費						
	施設事務費及び 委託事務費	()	()	()	()	()	()
小 計							
医療扶助費							
区 分	支払基金支払分						
	福祉事務所支払分						
介護扶助費							
区 分	国保連合会支払分						
	福祉事務所支払分						
総 計							

注 1 本月分支出済額は、次により計上すること。

(1) 生活、住宅又は教育の各扶助費については、保護費支給対象月に対応する額のみ計上すること。

例えば、4月に4月分と5月分を支出した場合、4月分の報告書には4月分のみを計上すること。

(2) その他の扶助費については、現実に被保護者等に支出（支払）した月に計上すること。

2 施設事務費及び委託事務費について、支援給付対象者がいる場合には、再掲として括弧書きで記載すること。

			前月までの支出済累計		本月中支出額		本月までの累計		
			件数	金額	件数	金額	件数	金額	
生活扶助費	被服費	布団類	再生 (ア)						
			新規 (イ)						
		平常着	保護開始時の被服費等 (ウ)						
			小学4年進級時被服 (エ)						
			転入学時の学童服 (オ)						
			計 (ア)～(オ)						
		家具什器費	一般基準 (シ)						
			特別基準 (ス)						
		移送費 (セ)							
		入学準備金	小学校 (ソ)						
	中学校 (タ)								
	就労活動促進費 (チ)								
	その他	配電、水道、下水道設備費 (ツ)							
		液化石油ガス設備費 (テ)							
		家財保管料 (ト)							
		家財処分料 (ナ)							
		妊婦定期検診料 (ニ)							
	不動産鑑定費用等 (ヌ)								
	合計 (サ)～(ヌ)								
	住宅扶助費	敷金等 (ノ)							
		契約更新料 (ハ)							
		住宅維持費	一般基準内分 (ヒ)						
			特別基準内分 (フ)						
合計 (ノ)～(フ)									
教育扶助費	学校給食費 (マ)								
	教材代 (ミ)								
	通学のための交通費 (ム)								
	校外活動参加費 (メ)								
	災害時等の学用品費再支給 (モ)								
	学習支援費 (ヤ)								
	合計 (マ)～(ヤ)								
介護扶助費	福祉用具購入 (ヨ)								
	介護予防福祉用具購入 (ラ)								
	住宅改修 (リ)								
	介護予防住宅改修 (ル)								
	移送 (レ)								
	介護サービス費（非指定介護機関） (ロ)								
	その他 (ワ)								
合計 (ヨ)～(ワ)									
医療扶助費	診察料検査料（検診命令を除く。） ①								
	治療材料 ②								
	施設 ③								
	訪問看護 ④								
	施術 ⑤								
	移送 ⑥								
	検診	検診料 ⑦							
		文書料 ⑧							
	診療費（非指定医療機関） ⑨								
	その他 ⑩								
	合計 ①～⑩ ⑪								
生業扶助費	生業費 ⑫								
	技能修得費（高等学校等就学費を除く。） ⑬								
	高等学校等就学費	基本額 ⑭							
		学級費等 ⑮							
		教材代 ⑯							
		授業料 ⑰							
		入学料及び入学考査料 ⑱							
		入学準備費用 ⑲							
		通学のための交通費 ⑳							
		災害時等の学用品費再支給 ㉑							
		学習支援費 ㉒							
	計 ⑭～㉒ ㉓								
	就職支度費 ㉔								
合計 ⑬～㉔ ㉕									
出産扶助費 特別基準内分 ㉖									
葬祭扶助費 死体運搬料 ㉗									

第三十三号様式中「~~(海)~~」を「~~(海)~~」に改め、同様式を第三十五号様式とする。

第三十二号様式中「~~(海)~~」を「~~(海)~~」に改め、同様式を第三十四号様式とし、第三十一号様式の次に次の二様式を加える。

第32号様式（第14条関係）

就労自立給付金申請書

下記のとおり、就労自立給付金の支給について必要書類を添えて申請します。

記

- 1 保護を必要としなくなった事由
- 2 添付書類
- 3 世帯構成員

氏名	性別	生年月日
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)
	男・女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

申請者 住所
氏名

奈良県 福祉事務所長 殿



第 3 3 号様式 (第 1 5 条関係)

生活保護法第 7 8 条の 2 の規定による保護金品等を
徴収金の納入に充てる旨の申出書

私は、不実の申告等不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第 7 8 条の 2 に基づき、交付される保護金品等 (保護費 (金銭給付されるものに限ります。)) 及び就労自立給付金をいいます。以下同じ。) の額から、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金のうち貴福祉事務所と協議し定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって支払に充てる旨を下記の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から支払に充てるものとします。

記

- 1 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第 7 8 条に基づく徴収金は、必ず全額支払わなければならないものであること。
- 2 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが頻発する場合は、「不実の申告」と福祉事務所に判断される場合があること。
- 3 徴収金の支払に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出の方法により保護金品等から支払に充てること。

年 月 日

住 所
氏 名

㊟

奈良県 福祉事務所長 殿

年 月 日

私は、この申出に基づき、 年 月分からの保護金品等から
毎月 円を 年 月 日付費用徴収決定通知
による法第 7 8 条の規定に基づく徴収金の支払に充てるものとします。

附 則

この規則は、平成二十六年七月一日から施行する。